

要項第2号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会法外援護事業実施要項

（目的）

第1条 この要項は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が行路人に対して目的地への距離に関係なく、定額交通費を貸し付ける事項について定めるものとする。

（貸付対象者）

第2条 この貸付対象者は、小美玉市内外の行路人とする。

（貸付条件）

第3条 この資金の貸付条件は次のとおりとする。

- （1）一名につき1回限りとし、本会の本所及び各支所（以下、「本支所」という。）で重複して貸し付けを行わない。
- （2）借受人は、徒歩、もしくは自転車での来所者に限る。

（貸付の申請）

第4条 この貸し付けを受けようとする者は、本会職員による写真撮影の上、法外援護事業申請書兼借用書（別紙1）に借受人氏名、捺印、または拇印、住所、電話番号、生年月日を記入し、本会本支所に提出するものとする。

2 前項の写真撮影は、写真の掲載された身分証明書の写しに代えることができるものとする。

（貸付金額）

第5条 この貸付金の限度額は、500円とする。

（利子）

第6条 この貸付金は無利子とする。

（貸付金の交付）

第7条 この貸付金の貸付決定は、事務局長、または支所長決裁とする。

2 貸付金の交付は、申請書兼借用書の提出後速やかに行うものとする。

（償還）

第8条 この貸付金の償還は、借受人が自立更正し、償還能力が発生した後に現金、または送金により行うものとする。

（事務及び会計）

第9条 この貸付金に関する事務及び会計は、本会事務局において行う。

2 この貸付金に関する受付業務は、本会本支所において行う。

（委任）

第10条 この要項の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。